

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

「薬価基準の一部改正に伴う留意事項について」の一部改正について

テリボン皮下注用56.5 μ gについては、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成23年11月25日付け保医発1125第2号）において、保険適用上の取扱いに係る留意事項を通知しているところですが、同通知の一部を下記のとおり改正し、本日から適用することとしますので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

記

1 「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成23年11月25日付け保医発1125第2号）の記の2の(1)の②の次に次を加える。

- ③ 本製剤は、「揭示事項等告示」の第10第1号に規定する療担規則第20条第2号ト及び療担基準第20条第3号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬である「テリパラチド製剤」に該当するが、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料は算定できないこと。